

イングランド法への条約の変型

——リーディング・ケースを中心に——

松 田 幹 夫

一 はじめに

1 ホールズベリ卿による導入

2 王冠の大権

二 リーディング・ケース

1 一八七九年の *The Parliament Belge*

(1) 事実

(2) 判決

(3) 意義

2 一九七一年の *Blackburn v Attorney-General*

(1) 事実

(2) 判決

- (3) 意義
 - 3 一九七五年の *Pan-American World Airways Incorporated v Department of Trade*
 - (1) 事実
 - (2) 判決
 - (3) 意義
 - 4 一九八九年の *MacLaine Watson & Co Ltd v Department of Trade and Industry*
 - (1) 事実
 - (2) 判決
 - (3) 意義
- 三 おわりに
- ① テンプルマン卿およびオリバー卿の意見
 - ② 議会主権の憲法原理
- 1 変型の一例
- 2 変型の例外

一 はじめに

1 ホールズベリ卿による導入

大法官ホールズベリ卿 (Lord Chancellor Halsbury) の名を冠したイングランド法の有権的なエンサイクロペディアによれば、イングランドの裁判所における多数の判決では、国際慣習法はイングランド法に編入され、イングランド法の一部を形成すると述べられて来た。これを編入ドクトリン (doctrine of incorporation) という。他の判決では、国際法体系の規則がこの国によって受け入れられ (accepted)、イングランド法の規則に変型されたといわれて来た。これを変型ドクトリン (doctrine of transformation) と呼ぶ⁽¹⁾。

2 王冠の大権

連合王国の対外関係処理は、王冠の大権 (prerogative of the Crown) の一部である。しかし、幅広い大権も、議会からの侵食作用という歴史的プロセスおよび制定法上の具体化によって狭小化された。連合王国および君主制をとるコモンウェルス諸国では、国際協定履行 (implementation) のために、四つの規則が、生じた。

第一は、国際協定の交渉・締結は、王冠およびその閣僚の専属大権的機能であるという規則である。第二は、王冠は大権または制定法のもとで条約または国際協定のすべての規定を履行する権限をもつが、そのような権限を欠

くとき、議会による立法行為が協定履行に必要なという規則である。第三は、条約の立法化は、他の制定法から区別される特別の形式または法的性質をもたないという規則である。第四は、条約または国際協定に対する議会の裁可または承認は技術的意味での批准を構成しないという規則である。⁽²⁾ これら四規則は、やや具体化された変型ドクトリンである。

国際法の源泉である国際慣習法および条約のうち、前者については、すでに、一応の検討を試みた。⁽³⁾ 本稿は、後者に焦点を合わせ、若干のリーディング・ケースをトレースすることによって、変型をもたらしたコンテキストを瞥見するであろう。

二 リーディング・ケース

1 一八七九年のThe Parlement Belge

(1) 事 実

本件は、汽船パルルマン・ベルジュ号(以下「PB号」)に対して汽船デアリング号(The Daring)(以下「D号」)の所有者のために開始された損害賠償請求訴訟であって、原告が主張した請求の陳述によれば、一八七八年二月一四日午後四時半ごろ、D号は、ドーバー湾で錨をあげた。夕方、霧が、沖合いから発生し始めた。D号は、適当な間隔で、霧中号鐘(fog bell)を鳴らした。このような事情の中で、PB号はD号の右舷に衝突して、大きな損害を与えた。⁽⁴⁾

請求の陳述は、続ける。この衝突は、P B号船上での過失(negligence)によって引き起こされた。P B号は、ドーバーとベルギー・オステンのあいだの郵便運送業務に従事して来たベルギー船舶である。問題の衝突より前から、P B号は、郵便のほかにも、旅客および商品の運送にも従事していた。原告は、P B号が衝突時または現在ベルギー国王陛下の財産であるか否か、または、P B号が陛下もしくは陛下の政府の単数か複数の官吏によってチャーターされたに過ぎないか否かを開示することができない。⁽⁵⁾

請求の陳述がとくに主張したのは、衝突によって原告に加えられた損害に関するP B号に不利な判決である。⁽⁶⁾ところが、イギリス女王陛下のために異議を申し立てた法務総裁(Attorney General)は、P B号はベルギー国王陛下からの委任状をもち、同国政府に雇用されている国王のベルギー海軍士官によって統率されており、彼ら士官はベルギーの閣僚によって任命され、その管理および命令に服していると述べた。法務総裁は、本訴訟におけるすべての手続を停止し、原告の申し立てを却下することを裁判所に要請した。また、イギリス・ベルギー間の郵便通信を規制するため一八七六年二月一七日にロンドンで署名されたイギリス女王・ベルギー国王間の条約(以下「英白条約」)に言及したが、その第六条は、郵便船は偶発的に接触するかも知れないドーバー港および他のすべてのイギリス港では戦時船舶(vessels of war)として取り扱われ、業務の利益および重要性が要請するすべての名譽および特権を受ける資格があると定めた。⁽⁷⁾

(2) 判 決

一八七九年三月一五日、裁判官サー・ロバート・フィリモアが本件では国際法上および公法上もつとも重要な問題が提起されたと前おきしたあと、検認・離婚・海事部(Probate, Divorce and Admiralty Division)が与えた判

決は、法務総裁が申し立てた異議を拒否した。なぜなら、(a) P B号は法の手続から免除される公船のカテゴリに属さないからであり、(b) 議会制定法によってイギリスの国内法に具体化されない条約は戦時公船 (public ship of war) の性質をもつ船に与えると称することによってイギリス臣民の権利を消滅させることができないからである。⁽⁸⁾ 判決文中、関連あるパッセイジは、次のようである。

もし王冠が P B号は軍艦 (ship of war) のすべての特権を受ける資格があると命令する権限を英白条約によって議会の権威 (authority) なしにもつとするならば、衝突を理由に不法行為者としての P B号に要求される令状は、発せられない……。

これは、私が先例もなければ原則的に憲法にも反しないと信じる王冠の条約締結大権 (Treaty-making prerogative of the Crown) の一用法である。……この国の法は、外国の軍艦および外国の大使に免除および特権を与える国際法の一部を現に編入していた。しかし、私は、それがそれゆえに現実に軍艦ではない外国船舶または現実に大使ではない外国人をこうした免除でおおう権威を王冠に与えたと考えない。⁽⁹⁾

(3) 意 義

本判決は、翌一八八〇年の控訴院 (Court of Appeal) 判決によって逆転された。それにもかかわらず、マックネア卿 (ケンブリッジ大学) は、右に引用したパッセイジに注目して、制定法による変更 (modification) が行なわれないとき、イングランドの裁判所が法を変更すると称する条約に与えなければならない効果について示した本判決は挑戦されないままであったと述べて、典型的権威 (classic authority) と評価した。⁽¹⁰⁾

また、ショー (レスター大学) は、本判決を「イングランド法上の主要判決 (principal cases) の一つ」とみて、

戦時公船が享受する免除は議会の同意 (parliamentary consent) なしに条約によって他のカテゴリーに拡大されてはならないとパラフレーズした⁽¹¹⁾。

パッセイジの中の「議会の権威」も、シヨウのいう「議会の同意」も、後出の「議会主権」の派生語である。というより、概念的にオーバーラップする用語である。船舶衝突事件が変型ドクトリンを刺激し、議会を重視する判決の姿勢が、同ドクトリンの土台を固めた。この点に、本判決の意義が、認められる。

2 一九七一年のBlackburn v Attorney-General

(1) 事 実

記録長官デニング卿 (Lord Denning M.R.) が認定した事実は、次のようである。

今回、ブラックバーン氏は、共同市場に参加し、ローマ条約に署名しようとする女王陛下の政府の申請に関心をもった。彼は、法務総裁に対する訴訟の中で、ローマ条約署名により、女王陛下の政府が議会における王冠の主権を部分的に引き渡し、永久に引き渡すであろうという趣旨の確認判決を請求した。そうするさい政府は法に違反して行動するであろうと、彼は、述べた。法務総裁は、合理的な訴訟理由を開示しないと根拠で、請求の陳述を退けるよう申請した⁽¹²⁾。

(2) 判 決

一九七一年五月一〇日、イングランド控訴院民事部 (Civil Division) は、判決を与えた。主要部分を占めるデニング卿の意見は、以下のようである。

ブラックバーン氏の発言の多くは、全く正しい。もしこの国が共同市場へ行きローマ条約に署名すべきであるとするなら、それは、われわれが取り消せない措置をとるであろうことを意味すると考えられる。これら諸島の主権は、このときから制限されるであろう。

ブラックバーン氏は、欧州経済共同体(E.E.C.)によって制定される多くの規則(regulations)がこの国の国民を自動的に拘束するようになり、上院を含むこの国の裁判所すべてが条約解釈のような若干の明確な点で欧州裁判所の決定に従わなければならないであろうと指摘した。

私は、ブラックバーン氏の発言がおおむね正しいと推測する。……われわれが共同市場に参加する交渉は、いまなお進行中である。合意は、達せられていない。条約は、署名されていない。たとえ条約が署名されても、これら裁判所がそのような条約に留意しないということが、基本的である。われわれは、議会によって制定される法に具体化されるまで、条約に留意しない。

……この国の条約締結権限は、裁判所ではなく、王冠、つまり、自分の閣僚の助言に基づいて行動する女王陛下に依存する。彼女の閣僚たちが提案された条約のような最高に重要な条約を交渉・署名するとき、彼らは、全体としての国のために行動する。彼らは、王冠の大権を行使する。そうする場合の彼らの行動は、これらの裁判所で挑戦または問題とされるはずがない。⁽¹³⁾

このあと、サルモン裁判官は、「主権者の条約締結権限に干渉するいかなる権限も、裁判所は、もたない」という意見、および、スタンプ裁判官は、「王冠は条約を結び、議会は、法を制定する。制定された法を解釈するのが、本来の事件における本裁判所の義務である」という意見を発表して、ともにデニング卿の意見を補足してから、同卿が示した控訴棄却という結論に同調した。⁽¹⁴⁾

(3) 意義

連合王国が正式に欧州共同体 (EC) に参加したのは、一九七三年一月一日である。そのため、EC をチャネル諸島、マン島およびジブラルタルとともに連合王国に拡大する関係で制定されたのが、一九七二年欧州共同体法 (European Communities Act 1972. 以下「一九七二年法」) である。⁽¹⁵⁾ 本件では、EEC を設置するローマ条約は登場するものの、一九七二年法は、まだ成立していないから、登場しない。しかし、EC 参加が、変型ドクトリンを覚醒させた。

本件は、具体的事件に起因する事案ではない。一臣民が一国家機関を相手どって起こした民事訴訟である。本判決は、冒頭に引用したホールズベリ卿のエンサイクロペディアにおいて、「王冠の条約締結権限が非難されない (not be impugned) とする見解」⁽¹⁶⁾ として注目された。また、あとでとりあげるように、後年の複数判決においても、引用された。したがって、本判決は、リーディング・ケースの名に値する。

3 一九七五年の *Pan-American World Airways Incorporated v Department of Trade*

(1) 事実

一九四六年以来、航空会社の運賃および代理店の報酬は、多くの有力な航空会社をメンバーとする機構である国際航空運送協会 (International Air Transport Association. 以下「IATA」) によって決定されて来た。代理店に支払われる最高の報酬は、セパレートと決定された。一九七五年四月、合衆国の主要航空会社であるパン・アメリカン世界航空会社 (Pan-American World Airways Inc. 以下「パンナム」) は、多くの航空会社が違反していることを理由に、報酬についての IATA 決議廃棄を通告し、同決議によってもはや拘束されないと主張した。⁽¹⁷⁾

代理店報酬についてのIATAの新決議はパナナムによって拒否され、パナナムは、その代理店が一〇パーセントまでの報酬を受けとるとする計画を発表した。連合王国貿易省は、一九七六年五月からの連合王国での活動はIATA決議で述べられる報酬のレベルまたは担当相によって認可されるレベルで支払われるであろうという追加案件に従うものとする⁽¹⁸⁾と、パナナムに通告した。

パナナムは、貿易省が条件を追加することによってその権限を越えたとする確認判決を請求した。第一審において、ドナルドソン裁判官は、確認判決を与え、連合王国および合衆国が二国間の航空旅行を規制した一九四六年バミューダ協定は代理店に支払われる報酬を規制することを貿易省に認めなかったとした。同省は、控訴院に控訴した。⁽¹⁹⁾

(2) 判決

一九七五年七月二九日、イングランド控訴院民事部は、控訴認容の判決を与えた。

① 貿易省の権限は、一九四九年民間航空法(Civil Aviation Act 1949、以下「一九四九年法」)および一九七四年航空運送令(Air Navigation Order 1974)に述べられた。一九四四年シカゴ条約(Chicago Convention 1944)を考察することも、必要である。なぜなら、一九四九年法は、同条約を履行するために可決されたからである。これら文書のどれも、代理店の報酬に関して条件を課する貿易省の権限へのなんらの制限も、含まなかった。

② バミューダ協定は、イングランドの国内法の一部を形成しないから、無関係である。

③ 貿易省によって課せられる条件は、領域外的効果をもたない。なぜなら、それは、連合王国の内外でのフライトに関する報酬にのみ関係するからである。

記録長官デニング卿は、ドナルドソン裁判官について、貿易省の権限を事実上制約しないバーミューダ協定の解釈を誤ったと批判した。⁽²⁰⁾

(3) 意 義

スカーマン裁判官は、「記録長官によって言い渡された判決に同意する」と前提して、「私の意見では、バーミューダ協定は、イングランド法の一部ではない。それは、条約締結権行使のさい王冠によって達せられた国際協定である」。そして、私が理解するところでは、われわれの法の一般原則 (general rule of our law) は一九七一年控訴院判決の中で記録長官によって述べられたとして引用したが、前記・一九七一年控訴院判決中のデニング卿の見第三パラグラフ終末における「……われわれは、議会によって制定される法に具体化されるまで……」を根幹とするパッセイジである。⁽²¹⁾

このように、スカーマン裁判官がデニング卿の過去の意見を部分的に再現さえて変型ドクトリン尊重の姿勢を打ち出した点に、本判決の意義が、求められる。

4 一九八九年の *Maclaine Watson & Co Ltd v Department of Trade and Industry*

(1) 事 実

国際事務理事会 (International Tin Council 以下「ITC」) は、第六次国際事務協定 (Sixth International Tin Agreement 以下「ITA6」) のもとで構成された国際機構であった。ITCのメンバーは、連合王国およびEECを含む二三カ国であった。ITCの本部は、ロンドンにあった。ITCの目的は、価格の過剰変動を防止して、

すずの秩序ある市場を促進することであった。この目的のために、ITCは、市場価格が一定レベル以下に下落するとき、すずを買い、価格が余りにも上昇するとき、緩衝在庫 (buffer stock) を売って、同在庫を操作した。ITA6第一六条は、ITCが法的な人格、とくに、契約を締結し、動産および不動産を取得・処分し、法的な手続を開始する能力をもつと規定した。第一六条の規定は、一九七二年ITC・連合王国本部協定第三条で繰り返された。⁽²²⁾ 本部協定第八條は、ITCは若干の例外に服するにせよ管轄権および執行処分からの免除を享有すると規定した。⁽²³⁾

本部協定は、一九七二年国際すず理事会 (免除および特権) 令 (International Tin Council (Immunities and Privileges) Order 1972. 以下「一九七二年令」) によってイングランド法での効果を与えられた。一九七二年令第五條は、ITCが「法人としての法的能力 (legal capacities of a body corporate)」をもつと規定した。同時に、第六條は、ITCが若干の場合を除いて訴訟および法的手続から免除されると規定した。ITA6も、本部協定も、イングランド法に編入されなかった。⁽²³⁾

一九八五年一〇月、ITCは、債権者に対する数億ポンドの債務のため、コミットメントを果たすことができず、業務を停止すると発表した。債権者の若干が、ITCのメンバーを相手どって手続を開始した。⁽²⁴⁾

原告は、連合王国を代表する貿易産業省およびITCの他の二二構成国を訴えた。原告は、ITCのメンバーが、ITCによって、または、その名において招いた債務に責任があると争った。高等法院 (High Court) において、ミレット裁判官は、マクレイン・ワトソンが合理的な訴訟原因を開示しないと判示した。控訴は、控訴院によっても退けられた。マクレイン・ワトソンは、上院に上告した。⁽²⁵⁾

(2) 判決

一九八九年一〇月二六日、イングランド上院は、上訴棄却の判決を下した。

- ① 条約を締結する王冠の権限は王の大権の行使であり、その効力は、イングランドの裁判所では問題とされない。しかしながら、条約締結権限は、イングランド法を変更する権限を含まない。それゆえ、条約は、議会制定法によってイングランド法に編入^(マ)されないならば、イングランド法の一部を形成またはイングランド法を変更しない。
- ② 条約は主権国家間の取引であつて、国内裁判所は、それについて判断または執行する権限をもたない。立法の解釈のような若干の目的のために未編入条約への言及があつても、イングランドの裁判所は、かかる条約のもつて生じる義務を執行する権限をもたない。⁽²⁶⁾

(3) 意義

① テンプルマン卿およびオリバー卿の意見

本判決の中で、テンブルマン卿 (Lord Templeman) およびオリバー卿 (Lord Oliver of Aylmerton) の意見を看過してはならないであろう。なぜなら、両卿の意見は、イングランドの学界で評価されたからである。

まず、テンブルマン卿の意見は、次のとおりである。

条約は、二またはそれより多い主権国家間の契約である。国際法は、主権国家間の関係を規制し、条約の効力、解釈および執行を決定する。女王陛下の政府を当事者とする条約は、連合王国法を変更しない。条約は、立法という手段によって連合王国法に編入^(マ)され、連合王国法を変更する。条約が制定法によって連合王国法に編入されるようになる範囲を例外とすると、連合王国裁判所は、主権政府の要望するまま、または、私的個人の要望する

ま、条約上の権利および義務を執行する権限をもたない。⁽²⁷⁾

右の後半「条約が制定法によって……」以下がテンブルマン卿自身が強調した部分であると考えたシヨールは、二〇〇五年上院判決において、条約は連合王国が批准しても、制定法または慣習国際法の明示的原则によって効果を与えられない限り、この国の国内法上、拘束力を帯びないむね再確認されたと説明したほどである。⁽²⁸⁾ ヒリアー(レスター・デ尔蒙トフォート大学)も、テンブルマン卿の意見を手がかりに、「条約が制定法によって連合王国法に変型される場合のみ、条約はこの国の裁判所によって執行される」と、変型ドクトリンを支持した。

次に、オリバー卿は、前記・一九七一年イングランド控訴院民事部判決を引用して、「国内面では、他の主権国家と条約を締結する王冠の権限は王の大権の行使であつて、その効力は、国内法上、挑戦されない」と述べたあと、こう続けた。

……連合王国の憲法問題としては、王の大権は、条約締結を包含しながら、議会の参加なしに、法を変更すること、または、個人に権利を与えること、もしくは、個人が国内法上享有する権利を剥奪することに拡大しない。条約は、ときどき表明されるように、自動執行的ではない。全く単純に、条約は、立法によって法に編入^(ママ)されないならば、また、編入^(ママ)されるまで、イングランド法の一部ではない。⁽³⁰⁾

シヨールは、右の全文を紹介して、「条約がイングランド法の一部となる前に、議会制定法が必須である」という基本的提議を明確にしたと評価した。また、オブライエン(ハートフォードシャー大学)は、「オリバー卿は、未変型条約の裁判不可能性を強調し、裁判所は当事者の実体法的権利を決定する未変型条約を顧慮すべきでない」とらえた⁽³²⁾と、パラフレーズした。

このように、テンブルマン卿の意見も、オリバー卿の意見も、イングランドの学界においてとりあげられたから、

その重要性は、見逃されるべきではない。いきおい、両意見を核心とした本判決自身、変型ドクトリンを肯定した諸判決の中で、肝要な地位を占めるであろう。

② 議会主権の憲法原理

右にみて来たように、連合王国では、条約を締結する権限を保有するのは王冠であり、こうした大権は、裁判所によって非難されない。しかしながら、この権限は、立法によって影響される。たとえば、一九七八年欧州議会選挙法 (European Parliamentary Elections Act 1978) 第六条は、欧州議会の権限増大を規定する条約はイギリス議会の承認なしに連合王国によって批准されないと規定した。条約は、一国内でみずから機能できず、授權法の通過を要求する⁽³³⁾。

ここから察知されるのは、条約締結に関する議会主権および裁判所の劣位である。本判決の場合もそうであり、前述のように、①は議会主権、②は裁判所劣位を判示した。イングランド高等法院大法官部 (High Court, Chancery Division) も、一九九六年七月三〇日の判決において、「一般的には、イングランド法に編入されなかつた条約の解釈は、裁判所ではなくて、王冠が担当する事項である。裁判所は、外交問題では行政府と同程度の発言権で発言すべきであり、外交関係の全事項では極めて慎重であるべきである」と述べて、裁判所劣位を印象つけた。これに対し、議会主権〔「議会優位」または「議会万能」ともいう〕は、イギリスの憲法原理であつて、積極的には議会の立法権の無制約性、消極的には議会と競合する立法権者の不存在性を意味しており、裁判所と比較するときは、議会が優位を占めるとする⁽³⁵⁾。このような法的環境が、変型ドクトリンを育成した。

三 おわりに

1 変型の一例

条約が法律に変型された一例をあげておく。それは、第二次大戦後に成立した重要条約の一つとしてカウントされる一九六一年の「外交関係に関するウィーン条約 (Vienna Convention on Diplomatic Relations. 以下「ウィーン条約」) を変型した一九六四年外交特権法 (Diplomatic Privileges Act 1964. 以下「一九六四年法」) である。

連合王国は、ウィーン条約の一当事国である。ウィーン条約の若干の規定は、イングラント法の一部を形成する。一九六四年法は、派遣国がウィーン条約の当事国であるか否かを問わず、すべての外交使節団に適用される。ただ、一九六四年法は、連合王国に駐在するすべての外国およびコモンウェルス使節団に適用されるが、領事官またはこれと同等のコモンウェルス代表にも、国際機構およびこれの関係者にも適用されない。⁽³⁶⁾

ウィーン条約は、一九六四年法末尾に設けられた「連合王国で法の効力をもつウィーン条約条文」と要約された付則1 (Schedule 1) という形で変型された。しかし、そこに登場するのは、ウィーン条約全文ではなく、第一条(定義)、第二二条(公館の不可侵)——第二四条(公文書の不可侵)その他である。⁽³⁷⁾

逆に、付表1からはずされた条文は、執行されるために立法を要さない条文である。外交官に義務を課せられる場合であっても、法的執行の可能な規則というよりむしろ行政裁量に適した条文である。たとえば、第四一条は「接受国の法令の尊重」を規定するが、それは、尊重 (respect) であって、遵守 (comply with) ではない。したがっ

て、第四一条は、付表1に含まれず、一九六四年法に変型されなかった。⁽³⁸⁾

2 変型の例外

ひとたび条約が議会に付託されると、その結果としての立法は連合王国法の一部を形成して履行されるよう裁断所によって適用されるから、連合王国法では、自動執行条約と非自動執行条約の区別がない。すべての条約は、法となるために立法行為を要求するという意味で、非自動執行条約に分類される。⁽³⁹⁾

この原則に対する明白な例外は、欧州連合(EU)諸機関が締結する条約の場合に発生した。たしかに、欧州司法裁判所は、一九八二年一〇月二六日、E E C・ポルトガル協定に関し、「個人に対して直接に適用可能(directly applicable)であって執行可能な(enforceable)権利を与える」という判決を下した。⁽⁴⁰⁾

E C 法・E U 法の特徴として指摘されるのは、①加盟国内法に対する優位性、②直接適用性である。⁽⁴¹⁾ そうすると、E C 法・E U 法は、自動執行条約とともに編入ドクトリンを容認するのか、これと、非自動執行条約とともに変型ドクトリンしか容認して来なかったイングランド法はどういう関係に立つのかといった疑問が生じる。そこで、このさい、「イングランド法とヨーロッパ法の関係を論議するため……参照されるべきである」と評される判決に当たってみよう。それは、一九九〇年一月一日にイングランド上院が与えた判決であって、次のように述べた。

加盟国内法に対するE C 内でのE C 法優位が必ずしもE E C 条約において固有でないとしても、連合王国がE C に参加する相当以前に、それは、たしかに、欧州司法裁判所の判例において確立されていた。一九七二年法(前出)を制定したとき、議会が受け入れた主権制限は、なんであれ、全く任意的であった。一九七二年法の

件下で最終判決を言い渡すとき、EC法の直接に執行可能な規則と抵触すると認定される国内法規則を無効にするということが連合王国裁判所の義務であることは、常に明白であった。⁽⁴³⁾

このように、EC法の優位を肯定し、直接執行を主張するイングランドの判決を突きつけられると、議会主権を規定して来た憲法原理は、動搖を余議なくされる。⁽⁴⁴⁾ 同原理に基礎づけられた変型ドクトリンも、転換期にはいつたのかも知れない。⁽⁴⁵⁾

- (1) *Halsbury's Laws of England* 4th edn (以下“*Halsbury's Laws*”) Reissue 18 (2) (2000) 445.
- (2) J.E.S.Fawcett *The British Commonwealth in International Law* (1963) 56 – 57.
- (3) 松田幹夫「インクランズ法への国際慣習法の編入および変型」『獨協法学』九六号一—二〇ページ。
- (4) *British International Law Cases* 3 (1965) 305.
- (5) *Ibid.*
- (6) *Ibid* 306.
- (7) *Ibid* 306 – 307.308.
- (8) Lord McNair *International Law Opinions* 1 (1956) 95 – 96.
- (9) *Supra* (n4) 321.
- (10) Lord McNair *The Law of Treaties*(1961) 83 – 84.
- (11) M.N.Shaw *International Law*(2008) 148 – 149.
- (12) *International Law Reports*(以下“*ILR*”) 52 (1979) 414.
- (13) *Ibid* 414 – 415.
- (14) *Ibid* 416 – 417.
- (15) *Halsbury's Statutes of England and Wales* 4th edn (以下“*Halsbury's Statutes*”) 17 (1972) 26.28.

イングランド法への条約の変型(松田)

- (16) *Halsbury's Laws* 51 (1986) 373.
- (17) *ILR* 60 (1981) 431.
- (18) *Ibid.*
- (19) *Ibid.* 432.
- (20) *Ibid.*
- (21) *Ibid.* 438.
- (22) *ILR* 81 (1990) 671-672; 小寺彰「国際すず理事会」国際法学会編『国際関係法辞典第二版』(平成一七年)二九三—
一九四ページ。
- (23) *ILR* 81 (1990) 672.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.* 672,673,674.
- (26) *Ibid.* 674.
- (27) *Ibid.* 676.
- (28) Shaw *op cit* 150 199.
- (29) T.Hillier *Sourcebook on Public International Law* (1998) 43.
- (30) *ILR* 81 (1990) 700,701.
- (31) Shaw *op cit* 149.
- (32) J.O'Brien *International Law* (2001) 121.
- (33) Shaw *op cit* 149.
- (34) Lonrho Exports Limited *v.* Exports Credits Guarantee Department *ILR* 108 (1988) 599.
- (35) 田中英夫編『英米法辞典』(平成三年)六二二—二二三。
- (36) *Halsbury's Laws* 18 (1977) 801.
- (37) *Halsbury's Statutes Reissue* 10 (2001) 750-758; ウィーン条約日本語公定訳の条文見出しは、岩沢雄司編『国際条約集

二〇一六』一一九—一二三ページによらる。

- (38) MBuckley “The Effect of the Diplomatic Privileges Act 1964 in English Law” *The British Year Book of International Law* 1965 – 66 362; 横田喜三郎『外交関係の国際法』(昭和三八年) 四四—四四三ページ。
- (39) J.Crawfords *Brownlie’s Principles of Public International Law* (2008) 64.
- (40) *Ibid.*: Hauptzollamt Mainz v. C A Kupferberg & Cie KG *ILR* 93 (1993) 77.
- (41) 植木俊哉『地域統合の法』の構造と特質』岩波講座『現代の法』(平成九年) 二五一ページ。
- (42) Hillier *op cit* 44.
- (43) *Ibid.*: Regina v. Secretary of State for Transport *ex parte* Factorame Ltd (No2) *ILR* 93 (1993) 705.
- (44) 田中英夫『英米法総論上』(平成二年) 一八二—一八三ページ。木下毅「ヨーロッパ公法の生成」芦部信喜先生古稀『現
代立憲主義の展開下』(平成五年) 六五八—六五九ページ。
- (45) 二〇一七年三月二十九日、連合王国政府は、EU離脱をEUに正式通告した。離脱が連合王国の憲法体制にいかなる影響を
もたらすかについては、今後の動向を注視するのみである。